

日バス協第308号

令和2年9月23日

国土交通省・総務省

(単名各通)

公益社団法人 日本バス協会

会長 三澤 憲一

税制対策委員会

委員長 南 正人

## 令和3年度バス関係税制要望

平素より、バス事業に対し格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

バスは、地域の方々にとって最も身近で、日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしております。また、修学旅行や観光旅行などの団体輸送に不可欠な輸送手段として社会経済活動の基盤となっています。しかしながら、約7割の乗合バス事業者が赤字の厳しい経営環境にあるうえ、新型コロナウイルスにより、バス事業は過去にない大きな打撃を受けており、貸切バスは需要のほとんどを消失し、乗合バスは引き続き外出自粛やテレワークの推進により、急激な経営悪化に陥っております。また、県境を越える移動自粛により高速バスも大幅減収となっております。

このことから、下記の税制要望事項の実現について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### I. 新型コロナウイルス感染症による影響の軽減

各種税金等の免除又は猶予をお願いしたい。(自動車重量税、自動車税その他自動車関係諸税、軽油引取税、法人税、固定資産税(土地、建物)、事業所税、所得税、消費税等)

#### II. 適用期限の延長及び拡充

- (1) 地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を維持するため、都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る



非課税措置の延長をお願いいたします。

(自動車税の環境性能割:2021年3月末期限)

- (2) 環境性能に優れた新車への代替を促進するため、エコカー減税制度の延長をお願いいたします。

(自動車重量税:2021年4月末期限)

(自動車税の環境性能割:2021年3月末期限)

- (3) 自動車税のグリーン化における11年以上の乗合バス車両への特例措置(10%重課の免除)の延長をお願いいたします。

(自動車税:2021年3月末期限)

- (4) バリアフリー対応車(ノンステップバス・リフト付きバス)への代替を促進するため、減税措置の延長をお願いいたします。

また、空港アクセスバスについて、一定の基準を満たす地方空港においてリフト付バス等を導入するバリアフリー整備目標が新たに定められる予定となっていることや2021年に開催が延期となったパラリンピックへの対応のため、リフト付バス等に係る減税措置の拡充をお願いいたします。

(自動車重量税:2021年3月末期限)

(自動車税の環境性能割:2021年3月末期限)

- (5) 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置を装備したバス車両の取得に係る減税措置の延長をお願いいたします。

また、ASV特例の対象に左折時等巻き込み事故を防止するため、側方衝突警報装置の追加拡充をお願いいたします。

(自動車重量税:2021年4月末期限)

(自動車税の環境性能割:2021年3月末期限)

### Ⅲ. 自動車関係諸税の負担軽減

- (1) 営自格差の見直し反対

バスの公共性に配慮し、自動車税、自動車税の環境性能割、自動車重量税について講じられている営業用バスについての軽減措置の堅持(営自格差の堅持)をお願いいたします。

(自動車税、自動車税の環境性能割、自動車重量税)

(2) 自動車関係諸税の更なる大幅な軽減措置

新型コロナウイルス感染症の発生により需要が減少する中、運転者、車両、営業所その他必要な施設を維持していかなければならないため、営業用バスの自動車関係諸税について、大幅な軽減をお願いいたします。

(自動車税、自動車税の環境性能割、自動車重量税)

(3) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止

バス事業は、過疎化の進展等により厳しい経営状況にありますので、一般財源化により本来見直されるべき軽油引取税の当分の間の税率(旧暫定税率1L当たり17.1円)の速やかな撤廃をお願いいたします。

(軽油引取税)

#### IV. 中小企業投資促進税制の延長と対象の拡充

安全性の高い衝突被害軽減ブレーキ等を装備したバス車両の普及及びバリアフリー推進・パラリンピック対応等のためのリフト付きバス車両等の普及を促進するため、次の税制をお願いいたします。

中小企業が機械等を取得した際の特別償却制度又は税額控除を延長いただくとともに、この対象に衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置又は車線逸脱警報装置を装備したバス車両及びバリアフリー対応車(ノンステップバス、リフト付きバス等)を追加していただくようお願いいたします。

(所得税、法人税、法人住民税、事業税:2021年3月末期限)

#### V. その他

##### 外形標準課税の適用拡大によるバス事業への負担増反対

バス事業者は資本金1億円以下の中小企業が9割を占め、また、事業者の約7割が赤字という厳しい経営状況にあります。しかも、コストに占める人件費の割合が5割を超えております。このため、バス事業者に外形標準課税の付加価値割の課税が強化されれば、バス事業の経営が大きく悪化し、地方バス路線の維持がますます困難になります。

外形標準課税の適用を中小事業者に拡大することにより、バス事業者の負担が増加することにならないようお願いいたします。